

仮想通貨に関する FATF ガイダンスのポイント

(平成 27 年 6 月 26 日 FATF 公表)

1. 当ガイダンスは、マネロン・テロ資金対策の一環として、仮想通貨と法定通貨の取引を行う交換所に対し、登録または免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等を適用することに焦点をあてている。
2. 当ガイダンスでは、各国当局は、自国の法制度等を踏まえ、自国のリスク評価に応じて交換所にマネロン・テロ資金対策の義務を課すことを求めている。
3. 当ガイダンスは、仮想通貨を禁止することも各国の選択肢の一つとしているが、リスク評価に基づかない禁止は、仮想通貨を闇経済に追いやるリスクがあるため、罰則等の補完的なリスク軽減措置が必要である。
4. 当ガイダンスは、マネロン・テロ資金対策以外の課題(金融政策、消費者保護、課税)は扱わない。
5. FATF のウェブサイト

<http://www.fatf-gafi.org/>

(以上)